

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-①)

政策(※1)名	政策1：適正な行政管理の実施		担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 横田 信孝 行政管理局管理官 菅原 希 行政管理局管理官 植山 克郎		
	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を進めることにより、行政運営の改善・効率化を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。				政策評価実施予定時期	平成28年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
					26年度	27年度		
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1 各行政機関が所管する情報システム数	1,450	24年度	871 (うち政府共通プラットフォームへ移行するものが252)	30年度	1,227	1,128	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数(24年度：約1,500)を半数近くまで削減することとされている。</li> <li>これらの取組は、行政運営の効率化に資することから、指標として設定。</li> <li>※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施</li> </ul>
	2 業務改革の推進状況	各府省における業務改革の推進方策の検討	25年度	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上	27年度	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、効率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「世界最先端IT国家創造宣言」において、IT投資に当たっては、業務改革を徹底し、また、番号制度を導入する行政分野等について、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し計画を策定し、着実に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。</li> </ul>
	3 申請・届出等手続におけるオンライン利用率	41.2%	24年度	70%以上	33年度	平成25年度値以上	平成26年度値以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。</li> </ul>

<p>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	4	<p>独立行政法人制度の改革</p>	<p>新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討</p>	25年度	<p>新しい独立行政法人制度の円滑な運営</p>	27年度	<p>独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。</p>	<p>新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、必要な見直し等を行う。</p>	<p>平成27年4月1日施行に向けて、新しい独立行政法人制度への移行準備を行うこととなるが、今回の改革を実現するに当たり、各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	5	<p>行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合</p>	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	<p>実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める。</p>	<p>実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める。</p>	<p>行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。</p>
<p>行政不服審査制度の見直し</p>	6	<p>行政不服審査制度の見直し</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始</p>	24年度	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	28年度	<p>新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備</p>	<p>新しい行政不服審査制度の周知、研修等</p>	<p>国民に広く申立ての道を開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みであり、制定50年を経て時代に即した見直しを進める必要があることから、指標及び目標として設定。</p>
<p>行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合</p>	7	<p>行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合</p>	<p>23.9% 〔国:32.0% 地方:15.7%〕</p>	21年度	平成21年度値以上	27年度	<p>新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。</p>	<p>新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。</p>	<p>審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	8	<p>国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）</p>	<p>行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.2%</p>	24年度	平成24年度値以上（100%を目指す）	27年度	平成24年度値以上	平成24年度値以上（100%を目指す）	<p>行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。</p>
<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）</p>	9	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）</p>	<p>行政機関：475件 独立行政法人等：622件</p>	24年度	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	27年度	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	<p>行政機関等における個人情報の漏えい等事案の件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 （参考）22年度実績：行政機関：282件、独立行政法人等：717件 23年度実績：行政機関：401件、独立行政法人等：664件</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成26年行政事業 レビュー事業番号									
		24年度	25年度	26年度												
(1)	行政管理実施事業 (昭和21年度)	292百万円 (224百万円)	270百万円	217百万円	1~9	<p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)に関する施行状況調査の実施、制度の適正な運用についての各行政機関等に対する普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施</p> <p>○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン利用に関する計画に基づく取組を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。(平成26年12月1日追記)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 電子政府推進員による広報・普及啓発活動(平成26年12月1日追記)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ①国の行政機関における標準処理期間を定めているものの割合(平成28年度までに目標の達成状況について調査実施予定):平成21年度値(41.2%)以上(27年度)</p> <p>②国の行政機関及び地方公共団体における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合(平成28年度までに目標の達成状況について調査実施予定):平成21年度値(23.8%)以上(27年度)</p> <p>③行政不服審査制度の見直し (行政不服審査制度について全面的に見直しを行うものであり、法令等の整備や国民への周知等を総合的に進めることが最も重要であるため、「新しい行政不服審査制度の適切な実施」を目標としている。):新しい行政不服審査制度の適切な実施(28年度)</p> <p>④国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(平成24年度値以上(100%を目指す)):100%(27年度)</p> <p>⑤国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(平成24年度値より減少(10%減を目指す)):行政機関427、独法等559(27年度)</p> <p>⑥申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%以上(33年度)(平成26年12月1日追記)</p>	0001									
政策の予算額・執行額		311百万円 (237百万円)	285百万円	217百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世界最先端IT国家創造宣言</td> <td>平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)</td> <td>3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3)政府におけるITガバナンスの強化</td> </tr> <tr> <td>第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明</td> <td>(衆)平成26年2月18日</td> <td>「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3)政府におけるITガバナンスの強化	第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3)政府におけるITガバナンスの強化														
第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。